

令和 3 年第 2 回定例会 9 月定期議会

総務企画常任委員会調査報告書

令和 3 年 9 月 28 日

総務企画常任委員会

総務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和3年5月14日～令和3年9月2日

日時	活動区分	内 容	頁
5.14(金) 11:10～11:20	協 議	《委員のみ》 ■正副委員長の選出 〔出席者〕須藤委員長ほか委員8名	—
6.11(金) 11:35～12:00	協 議	《委員のみ》 ■6月定期議会中における調査事項について ■年間活動計画について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—
7.1(木) 10:00～15:45	所管事務調査① (議案調査等)	《総務部》 ■登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決 処分の報告について ■登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について ■市の境界変更について ■市の境界変更に伴う財産処分に関する協議につい て ■継続費繰越計算書について ■繰越明許費繰越計算書について ■事故繰越し繰越計算書について ■令和3年度登米市一般会計補正予算(第5号) ■令和3年度主要事業の概要について ■その他(情報提供) 《まちづくり推進部》 ■登米市基金条例の一部を改正する条例について ■登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について ■繰越明許費繰越計算書について ■令和3年度登米市一般会計補正予算(第5号) ■令和3年度主要事業の概要について 《消防本部》 ■財産の取得について ■繰越明許費繰越計算書について ■令和3年度登米市一般会計補正予算(第5号) ■令和3年度主要事業の概要について	—

日時	活動区分	内 容	頁
		〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名 総務部 丸山部長ほか 15 名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか 5 名 消防本部 大森消防長ほか 5 名	
7. 5 (月) 10:00～15:15	所管事務調査② (議案調査等)	《上下水道部》 ■令和 2 年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について ■令和 2 年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について ■令和 3 年度主要事業の概要について 《まちづくり推進部》 ■登米市過疎地域持続的発展計画（素々案）について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名 上下水道部 佐藤部長ほか 7 名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか 6 名	4
	協 議	《委員のみ》 ■年間活動計画について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名	—
7. 7 (水) 10:00～10:30	協 議	《委員のみ》 ■年間活動計画について ■宮城県市議会議長会秋季定期総会 提出要望について ■陳情書について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名	—
8. 5 (木) 9:30～16:00	所管事務調査③	《上下水道部》 ■現地調査 ・上下水道施設の状況について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名 上下水道部 佐藤部長ほか 12 名	9
8. 25 (水) 10:00～11:20	所管事務調査④	《会計課・契約検査室》 ■公正入札調査委員会及び入札契約監視委員会の状況について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 6 名 会計課・契約検査室 佐藤会計管理者ほか 2 名	19
	協 議	《委員のみ》 ■意見書の提出について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 6 名	—

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査②】

1. 日 時：令和3年7月5日(月) 午後1時～午後2時25分
2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室
3. 事 件：
＜まちづくり推進部＞
登米市過疎地域持続的発展計画（素々案）について
4. 出席者：委員長 須藤 幸喜、副委員長 八木 しみ子
委 員 熊谷 康信、鈴木 実、首藤 忠則、岩淵 正宏、
伊藤 栄、氏家 英人

(まちづくり推進部) 部長 佐藤 裕之、次長 永浦 広巳、
まちづくり推進課長 浅野 之春、課長補佐 伊藤 宏一、
課長補佐兼まちづくり推進係長 岸名 紀彦、
観光シティプロモーション課長 千葉 昌彦、
市民協働課長 平井 崇

(議会事務局) 主査 大久保 潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■登米市過疎地域持続的発展計画（素々案）について

（概 要）

平成 12 年 4 月 1 日に施行された「過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）」が、本年 3 月 31 日をもって失効し、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）」が本年 4 月 1 日に施行された。過疎対策事業債を活用するためには、過疎計画の策定が必要となっているため、新たに令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とする計画の制定に伴い、計画案の調査を実施したもの。

1. 過疎法の主な変更点

過疎法は、過疎地域の総合的かつ計画的な対策を実施するため新たな法律として制定されたもの。

《旧過疎法からの主な変更点》

- （1）過疎対策の理念を「過疎地域の持続的発展」とし、名称が定められた。
- （2）法律上明確ではなかった過疎対策の理念を前文に掲げ、明確化した。
- （3）過疎法の目的について、前文に掲げた過疎対策の理念を踏まえ「過疎地域の持続的発展の支援」に見直された。（法第 1 条）
- （4）過疎地域の指定要件の長期人口減少率の基準年が、昭和 35 年から昭和 50 年に見直された。（法第 2 条）
- （5）平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件が新設された。（法第 3 条）
- （6）市町村計画記載事項に目標、計画の達成状況の評価等が新たに必要となった。（法第 8 条）

2. 過疎地域の要件

法第 2 条に規定する過疎地域の指定要件は、次の人口要件・財政力要件ともに該当する市町村で、登米市の判定については次のとおり。

	期 間 等	条 件（①～④のいずれかに該当）	登米市	判定
人 口 要 件	昭和 50 年から平成 27 年 までの 40 年間	① 人口減少率が 28%以上	16.4%	×
		② 人口減少率が 23%以上 平成 27 年の高齢者比率が 35%以上	16.4%	×
			30.9%	
		③ 人口減少率が 23%以上 平成 27 年の若年者比率が 11%以下	16.4%	×
			11.5%	
	平成 2 年から平成 27 年 までの 25 年間	④ 人口減少率が 21%以上	16.5%	×
財政力要件	平成 29 年度から令和元年度までの財政力指数の平均が 0.64 以下、かつ、公営競技収益が 40 億円以下		0.34	○

《新設要件》・・・財政力が低い市町村への対応

要 件	条 件	登米市	判定
人 口 要 件	昭和 50 年から平成 27 年までの 40 年間の人口減少率が 23%以上	16.4%	×
財 政 力 要 件	平成 29 年度から令和元年度までの財政力指数の平均が 0.51 以下、かつ、公営競技収益が 40 億円以下	0.34	○

本市全域としては、いずれの要件にも該当しない。

しかしながら、新設された法第 3 条に規定する特定期間合併市町村に係る「一部過疎」に該当することから、法第 2 条に規定する要件により旧町単位で判定すると、旧登米町、旧東和町、旧米山町、旧石越町及び旧津山町の旧 5 町域が過疎地域に該当する。

3. 過疎関係市町村数

今回の過疎法では、全国で新たに 48 団体（県内では東松島市、美里町の 2 団体）が追加となり、45 団体（県内は無し）が卒業団体として除かれ、全国 1,724 団体のうち過疎関係市町村数は 820 団体（令和 3 年 4 月 1 日現在）となっている。

【宮城県内の過疎地域市町の指定状況】 6 市 6 町

区 分	市 町 名	
過疎地域市町村 (2 市 5 町)	気仙沼市、栗原市、七ヶ宿町、丸森町、山元町、加美町、南三陸町	
過疎地域とみなされる区域 のある市町村 (4 市 1 町)	市 町 名	一部適用区域
	大崎市	旧岩出山町、旧鳴子町、 旧田尻町
	登米市	旧登米町、旧東和町、 旧米山町、旧石越町、旧津山町
	石巻市	旧河北町、旧雄勝町、旧北上町、旧牡鹿町
	東松島市	旧鳴瀬町
	美里町	旧南郷町

※**太字**は、新たに過疎地域となった団体及び区域

4. 本市の過疎対策の経緯

本市の過疎対策については、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法の施行以来、継続して取り組んでおり、産業振興や基幹市道の整備、生活関連施設の整備や教育振興などの事業を実施してきた。

しかしながら、本市の人口動向をみると、過疎地域（旧登米町・旧東和町・旧

米山町・旧石越町・旧津山町)だけではなく、市全体としても人口減少と少子高齢化が進行しており、基幹産業である農林業の衰退や集落機能の低下など、引き続き過疎地域のみならず、市全域において市民ニーズや時代にあった施策について積極的に取り組む必要がある。

法律名	過疎地域 対策緊急措置法	過疎地域 振興特別措置法	過疎地域 活性化特別措置法	過疎地域自立 促進特別措置法	過疎地域の持続的 発展の支援に關する 特別措置法
期 間	昭和 45 年度 ～昭和 54 年度	昭和 55 年度 ～平成元年度	平成 2 年度 ～平成 11 年度	平成 12 年度 ～令和 2 年度	令和 3 年度 ～令和 12 年度
区 域	旧登米町 旧東和町 旧津山町	旧登米町 旧東和町 旧中田町 旧南方町 旧津山町	旧登米町 旧東和町 旧中田町 旧津山町	旧登米町 旧東和町 旧津山町	旧登米町 旧東和町 旧米山町 旧石越町 旧津山町

※経過措置として、旧南方町、旧中田町は、法の適用から除外された後 5 年間は過疎債の起債が認められていた。

5. 市町村における過疎地域持続的発展計画の策定と財政上の特別措置等

過疎法に基づく(1)～(6)に掲げる財政上の特別措置を活用する場合には、過疎地域持続的発展市町村計画(以下「過疎計画」という。)の策定が必要となる。本市では、市全体の事業計画である第二次登米市総合計画(実施計画)との整合性を図り、過疎計画を策定するもの。

(1) 過疎対策事業債の発行(法第 14 条)

- ・過疎市町村が策定した持続的発展計画に基づいて実施される各種事業の財源として発行することが可能。

(2) 国庫補助率のかさ上げ(法第 12 条・第 13 条)

- ・公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続。

(3) 都道府県代行制度(法第 16 条・第 17 条)

- ・基幹道路について、都道府県が市町村から負担金を徴することができることを明確化。

(4) 国税の減価償却の特例(法第 23 条)

- ・取得価格要件を満たした事業の用に供した場合、建物、機械等の資産について特別償却が可能。

(5) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補填措置(法第 24 条)

- ・事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除等を行った時に、地方公共団体の地方税の減収分の 75%が普通交付税で補填。

6. 過疎対策事業債とは

過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として、過疎地域の持続的発展のための地方債（過疎対策事業債）を発行することができる。

また、過疎対策事業債に係る元利償還金の 70%相当額は、普通交付税の基準財政需要額に算入される。

【本市の過疎対策事業債の発行状況等（平成 23 年度～令和 2 年度）】（単位：百万円）

事業区分	事業数	事業費	過疎対策事業債
産業の振興	8 事業	638.2	528.7
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	41 事業	2,895.3	2,361.0
生活環境の整備	5 事業	163.1	132.2
高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	3 事業	399.7	237.6
医療の確保	1 事業	3,898.4	1,297.5
教育の振興	9 事業	414.5	409.0
地域文化の振興等	1 事業	65.3	31.9
過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）	30 事業	1,888.5	1,586.6
計	98 事業	10,363.0	6,584.5

※上記の事業数、事業費及び過疎対策事業債の額は、令和 2 年度までの実績。

（所 見）

過疎地域自立促進特別措置法を経て、令和 3 年 4 月から「過疎地域の持続的発展に関する特別措置法」が施行された。人口減少に伴い、登米市は一部過疎に米山・石越町域が加わり、5 町域が過疎対策事業債の発行が可能となった。

合併特例債とともに有利な起債であるが借金には変わらないことから、ハード面・ソフト面ともに、目的に沿った計画的な対策を講じる必要を感じた。それには第二次登米市総合計画を上位計画とし、各種計画と整合性を図ることが必要である。特に、過疎地域の施設利用実態を踏まえた公共施設等総合管理計画と一致させることが必須である。また、近年多発する自然災害に備えた整備も早急に講じる必要がある。

市の均衡のとれた発展も必要なことではあるが、人口流出を抑える意味でも、地域の特性を最大限活かす計画、その土地ならではの資源開発も視野に入れた過疎対策を期待するものである。しいて言えば、それが持続的発展に繋がるのではないだろうか。

【所管事務調査③】

1. 日 時：令和3年8月5日(木) 午前9時30分～午後4時
2. 場 所：下り松取水塔・ポンプ場、保呂羽浄水場、錦織浄水場、
米谷浄水場、迫中継ポンプ場、佐沼環境浄化センター、
迫町大東地区雨水排水路、新田地区農業集落排水処理施設、
新田配水池
3. 事 件：
＜上下水道部＞
上下水道施設の状況について（現地調査）
4. 出 席 者：委員長 須藤 幸喜、副委員長 八木 しみ子
委 員 熊谷 康信、鈴木 実、首藤 忠則、岩淵 正宏
伊藤 栄、氏家 英人

(上下水道部) 部長 佐藤 嘉浩、次長 千葉 智浩、
参事兼経営総務課長 細川 宏伸、課長補佐 佐々木 隆、
水道施設課長 鈴木 安宏、課長補佐 高橋 広人、
水道整備係長 落合 敏之、技術主幹 大沼 勝洋、
技術主査 千葉 一博、
下水道施設課長 千葉 伸一、課長補佐 杉田 将幸、
下水道管理係長 加藤 寛、下水道整備係長 小出 興嗣

(議会事務局) 主査 大久保 潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

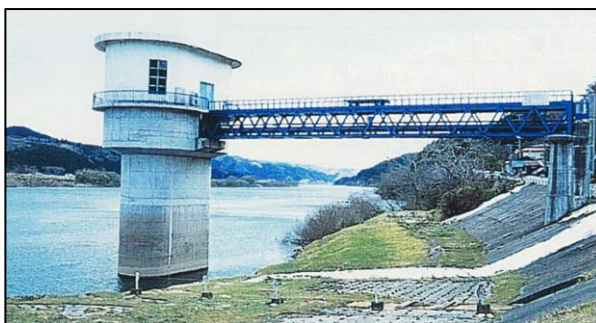
■上下水道施設の状況について

(概 要)

上下水道施設の現状と、現在進められている事業の状況を確認するため、現地調査を実施したもの。

1. 下り松取水塔

建築年度	昭和 52 年度
構 造	鉄筋コンクリート造り
総取得費	530,847 千円
敷地面積	611 m ²
床 面 積	160.94 m ²
取水方式	取水塔
計画水量	
日最大取水量	31,300 m ³ /日
日最大給水量	30,700 m ³ /日
水利権	31,300 m ³ /日



➤ 令和 2 年度 施設稼働状況 (※年間経費は動力費・水処理薬品費・運転管理委託費)

年間取水量㊦	8,788,888 m ³	取水量 1 m ³ 当りの経費㊦/㊦	備	電気料は下り松
年間(運転)経費㊦	4,742 千円	0.54 円/m ³	考	ポンプ場を含む

2. 下り松ポンプ場

建築年度	平成 29 年度
構 造	鉄筋コンクリート造り
総取得費	2,262,010 千円
敷地面積	6,935 m ²
床 面 積	1,604.77 m ²
導水方式	ポンプ圧送
計画水量	
日最大取水量	31,300 m ³ /日
日最大給水量	30,700 m ³ /日
水利権	31,300 m ³ /日



※景観形成に配慮した建物

➤ 令和 2 年度 施設稼働状況 (※年間経費は動力費・水処理薬品費・運転管理委託費)

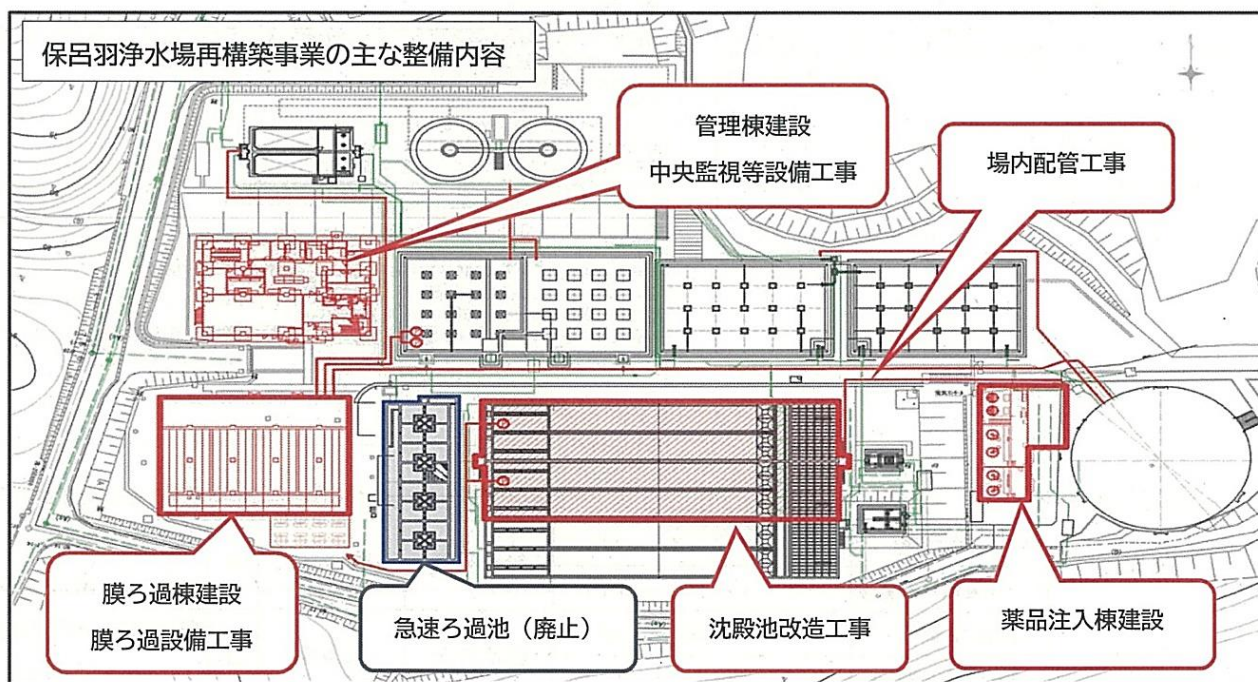
年間取水量㊦	8,788,888 m ³	取水量 1 m ³ 当りの経費㊦/㊦	備	
年間(運転)経費㊦	70,382 千円	8.01 円/m ³	考	



3. 保呂羽浄水場

【保呂羽浄水場再構築事業】

- (1) 更新対象設備：浄水処理施設（ろ過設備、沈殿池、薬品注入設備）
管理棟、場内配管 ほか
- (2) 予定事業方式：DBM方式 ※ Design（設計）-Build（建設）-Maintenance（維持管理）を一括して委ねる方式
- (3) 事業期間：令和3年度から令和11年度
- ① 保呂羽浄水場再構築事業事業者選定支援業務
令和3年6月～令和5年3月
 - ② 保呂羽浄水場再構築事業
令和5年2月契約予定 令和11年10月供給開始予定
- (4) 概算工事費：約66億円（税込み）



4. 錦織浄水場

建築年度	昭和 31 年度
構 造	木造造り
総取得費	18,040 千円
敷地面積	388 m ²
床 面 積	65.40 m ²
処理方式	薬品沈殿・膜ろ過・塩素滅菌
計画水量	
日最大取水量	880 m ³ /日
日最大給水量	850 m ³ /日
水利権	880 m ³ /日



➤ 令和 2 年度 施設稼働状況 (※年間経費は動力費・水処理薬品費・運転管理委託費)

年間配水量⑦	249,672 m ³	給水件数	754 件	配水量 1 m ³ 当りの経費④/⑦ 29.59 円/m ³
年間(運転)経費④	7,389 千円			

5. 米谷浄水場

建築年度	昭和 54 年度
構 造	鉄筋コンクリート造り
総取得費	31,277 千円
敷地面積	861 m ² ※借地
床 面 積	107.08 m ²
処理方式	紫外線処理方式
計画水量	
日最大取水量	1,200 m ³ /日
日最大給水量	1,200 m ³ /日



➤ 令和 2 年度 施設稼働状況 (※年間経費は動力費・水処理薬品費・運転管理委託費)

年間配水量⑦	100,308 m ³	給水件数	432 件	配水量 1 m ³ 当りの経費④/⑦ 54.52 円/m ³
年間(運転)経費④	5,469 千円			



錦織浄水場



米谷浄水場

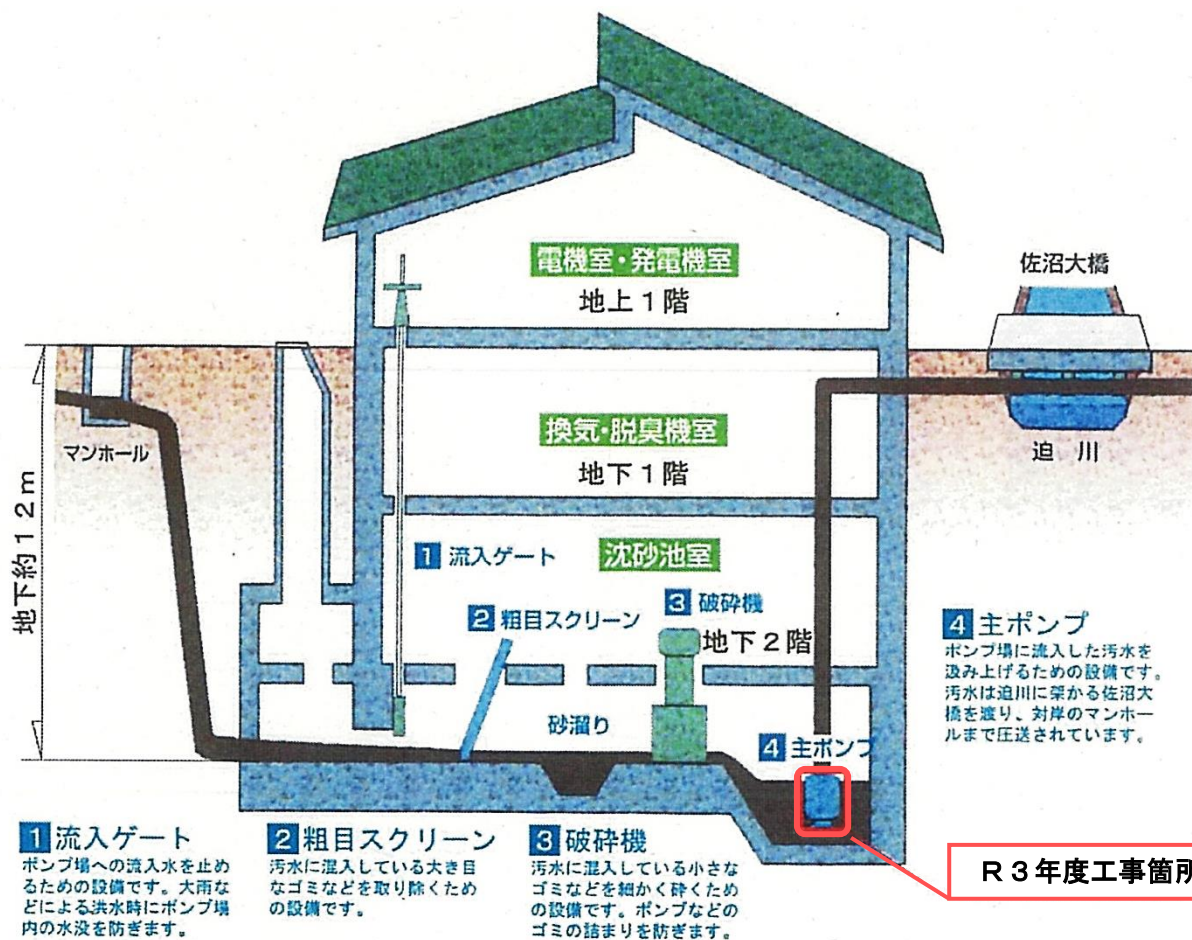
6. 迫中継ポンプ場

【迫中継ポンプ場設備更新工事（仮称）】

（１）工 期：令和３年９月～令和４年３月（予定）

（２）請負金額：15,000 千円（予算額）

（３）工事概要：汚水用水中ポンプ更新 N＝１台
 （φ200 × 4.0 m³/min × 23m）



7. 佐沼環境浄化センター

【佐沼環境浄化センター改築・更新工事（ストックマネジメント計画）】

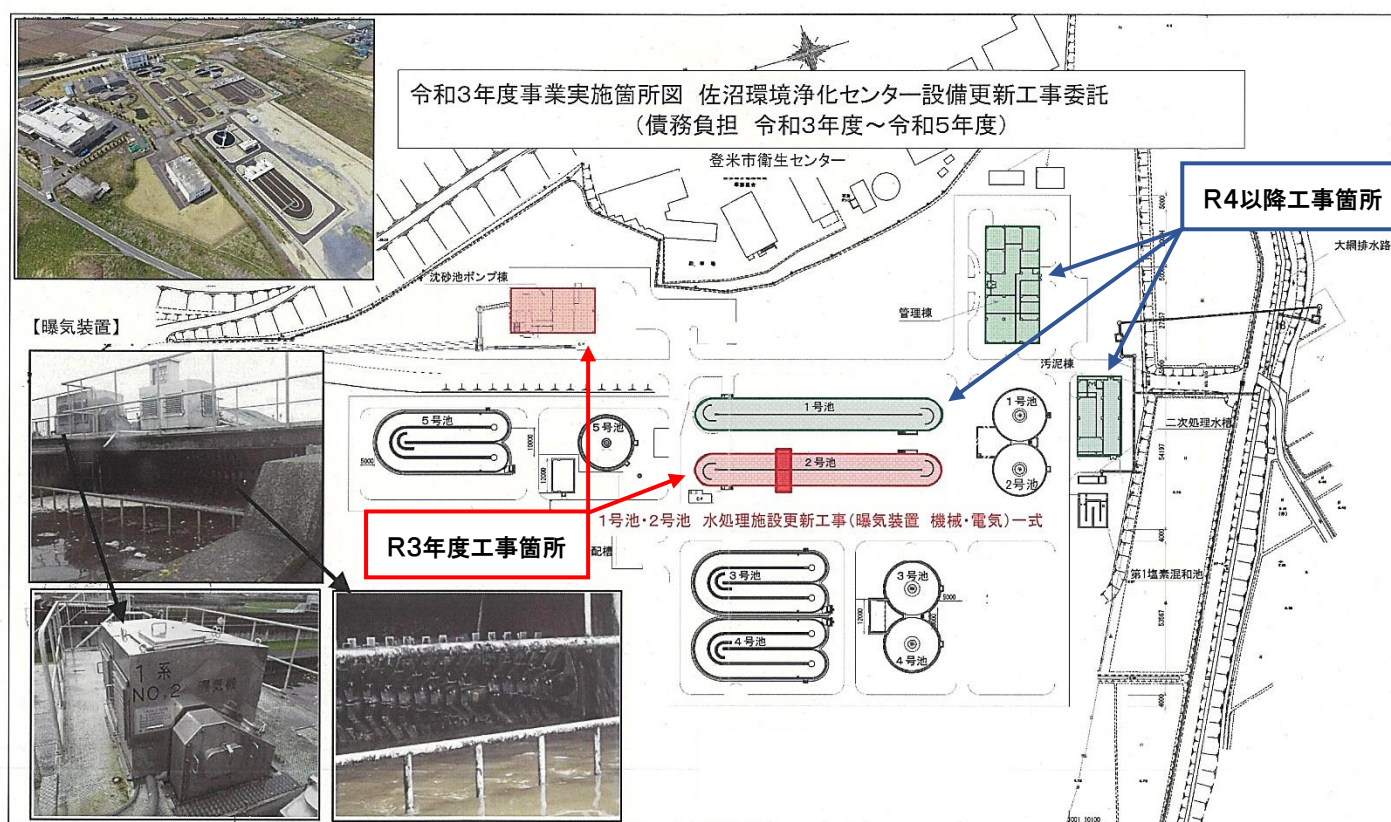
(1) 工 期：令和3年9月～令和6年3月

(債務負担：令和3年度～令和5年度)

(2) 請負金額：106,800 千円（予算額）

(3) 工事概要：水処理施設 1号池・2号池の曝気装置の機械・電気設備更新
上記に伴う沈砂池ポンプ棟の電気設備更新

※曝気装置とは微生物が有機物を分解するのに必要な酸素を
供給するために空気を吹き込んだり攪拌したりする装置



8. 迫町佐沼大東地区雨水排水路

【迫町佐沼大東地区雨水排水路築造工事】

(1) 工 期：令和2年10月13日～令和3年10月29日

(2) 請負金額：204,600千円（税込み）

(3) 工事概要：施工延長 L=169.11m

土工 切土・盛土

一式

函渠工 (B2,200×H1,000)

L=152.21m

排水樋管工 (B2,200×H1,000)

一式

仮設工

一式

付帯工

一式

(4) 進捗状況：予定行程 76%、実施行程 77%（令和3年8月5日現在）

(5) 全体計画：予定計画年度 平成28年度～令和6年度

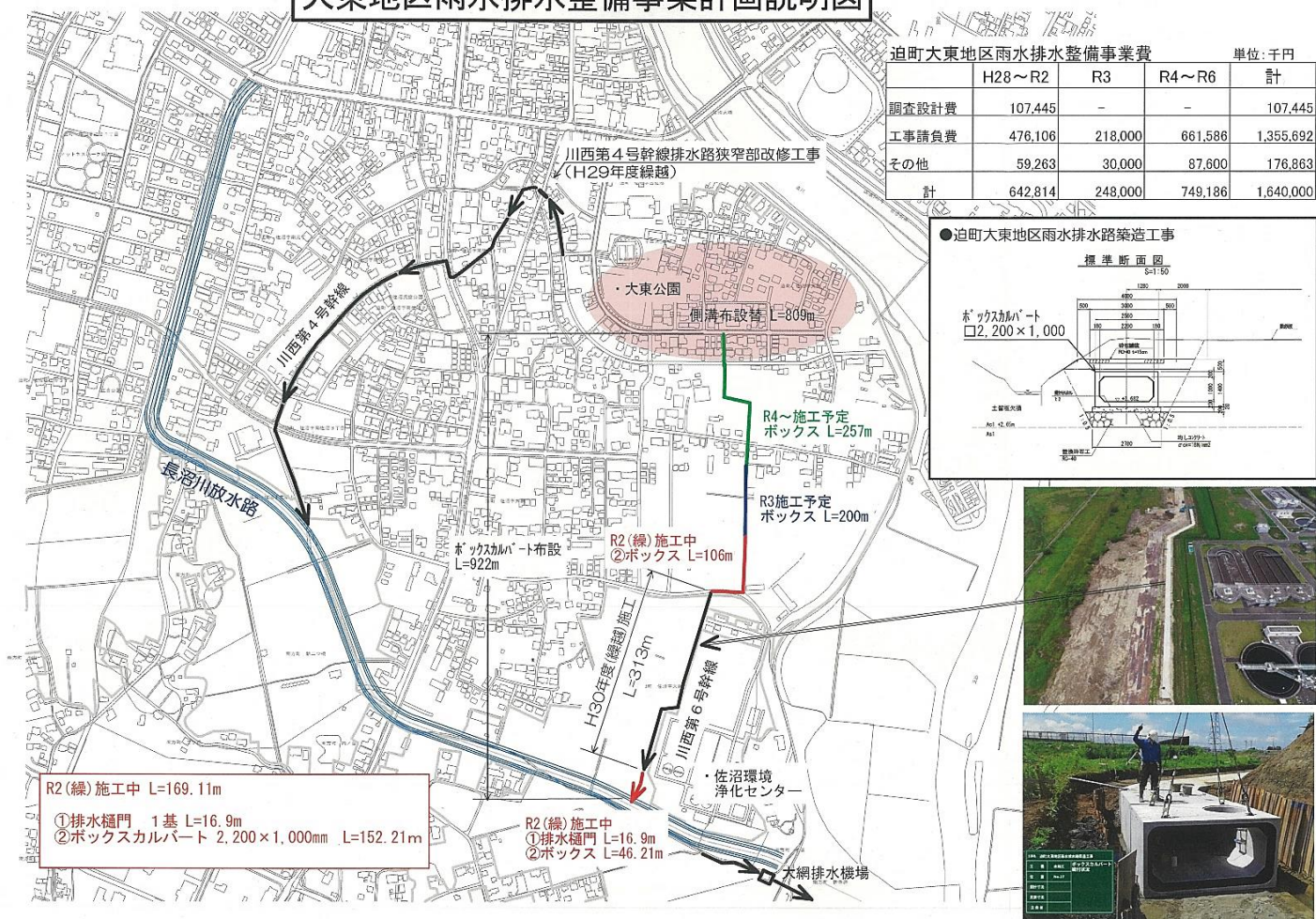
予定事業費 1,640,000千円

排水樋門 1基

ボックスカルバート B2,200×H1,000 L=922m

側溝布設替 L=809m（大東公園周辺）

大東地区雨水排水整備事業計画説明図



【令和3年度 新田地区（機能強化）機械設備更新工事】

(2) 請負金額：63,100 千円（予算額）

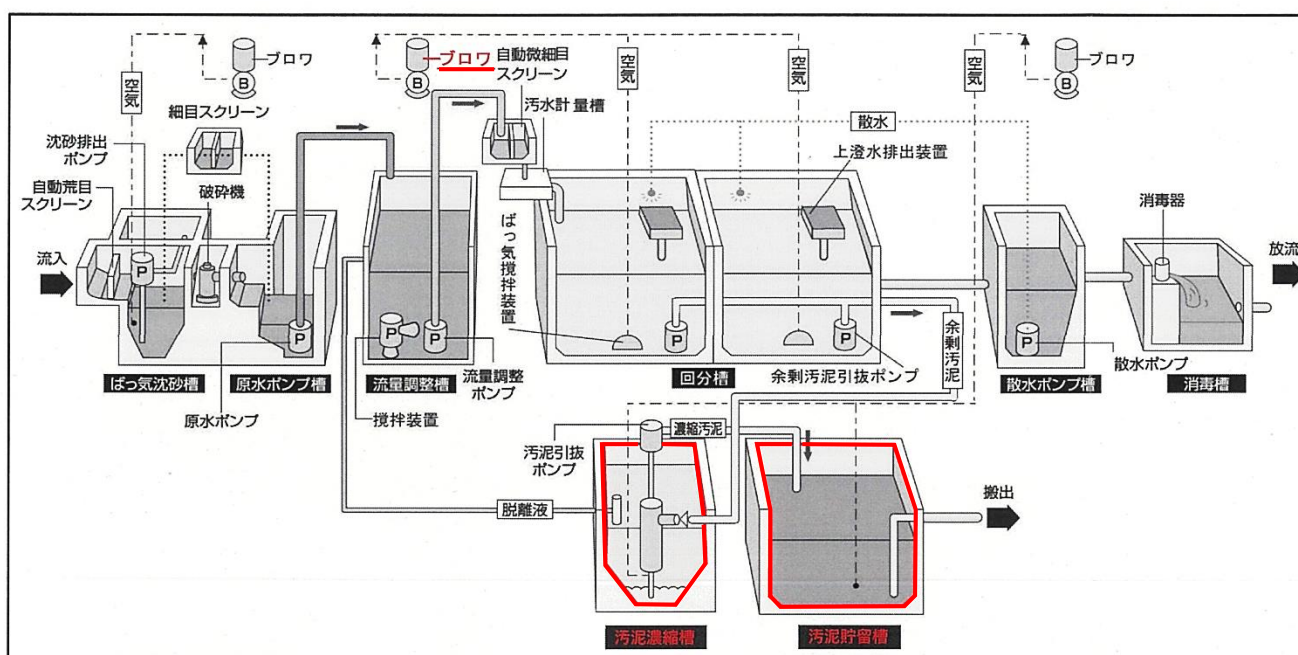
電氣設備工事 一式

防食工事

污泥濃縮槽 一式

污泥貯留槽 一式

(4) フローシート



R3年度工事箇所



10. 新田配水池

建築年度	平成 27 年度
構 造	プレストレスコンクリート造り
総取得費	1,107,435 千円
敷地面積	11,791 m ²
有効容量	4,000 m ³
配水方式	加圧ポンプ方式
容量	
1 号配水池	2,000 m ³
2 号配水池	2,000 m ³
HWL	40.0m
LWL	32.0m



➤ 令和 2 年度 施設稼働状況 (※年間経費は動力費・滅菌用薬品費・運転管理委託費)

年間配水量㊦	616,954 m ³	給水件数	1,821 件	配水量 1 m ³ 当りの経費㊧/㊦ 11.10 円/m ³
年間(運転)経費㊧	6,849 千円			



(所 見)

○水道施設

市内の全給水量 85%を供給する保呂羽浄水場は、市民にとって命の水の拠点であり、重要なライフラインである。

北上川から取水する下り松ポンプ場は平成 30 年度に新設されたが、保呂羽浄水場は供用開始から 40 年以上が経過しており、施設全体の老朽化や、近年の水質問題等に対応することが困難になってきていることから、施設更新計画に基づき、令和 11 年度の供用開始に向けて再構築事業に取り組んでいる。

緊急事態に備えた取組としては、東日本大震災の教訓から、大きな被害を受けた迫川西部地区の配水拠点として新田配水池が整備され、また、保呂羽浄水場から東和・石越地域の浄水場には、連絡管を通じて配水することが可能になっている。

○下水道施設

佐沼環境浄化センターにおける計画人口は、迫・中田・南方・登米地域の約 21,200 人である。当該施設は供用開始から 27 年が経過しており、現地では水処理施設にある曝気装置の機械・電機設備更新工事等の説明を受けた。水道施設同様に、重要なインフラ施設であることから、計画に基づき工事を進められたい。

下水道施設は、市民が快適に生活していく上で必要不可欠な最終処理場であるため、汚水が浄水化され放流される過程は、市民、特に児童・生徒には環境教育の一環として施設見学を通じた情報発信の必要性を感じた。

【所管事務調査④】

1. 日 時：令和3年8月25日(水) 午前10時～午前11時

2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室

3. 事 件：

＜会計課・契約検査室＞

公正入札調査委員会及び入札契約監視委員会の状況について

4. 出席者：委員長 須藤 幸喜、副委員長 八木 しみ子
委 員 熊谷 康信、鈴木 実、首藤 忠則、伊藤 栄、
氏家 英人

(会 計 課) 会計管理者 佐藤 幸子、
(契約検査室) 室長 遊佐 英子、契約係長 池端 亨

(議会事務局) 主査 大久保 潤一

5. 概 要：(別紙のとおり)

6. 所 見：(別紙のとおり)

■公正入札調査委員会及び入札契約監視委員会の状況について

(概 要)

市では、令和元年度に発生した官製談合防止法違反事件を受け、公正入札調査委員会の機能強化と、第三者機関である入札契約監視委員会を設置し、再発防止と信頼回復に向け、取り組みを進めている。

再び事件等が発生することがないように、入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除に向け調査を行ったもの。

1. 公正入札調査委員会

① 経 過
公正入札調査委員会は、令和元年度まで談合等の不正に係る情報があった時に運用してきたが、本市発注の建設工事において、官製談合防止法違反事件が発生したことを受け、これまでの運用に加え、内部調査機能の強化として、過去の入札結果についても審議範囲とし、不正が疑われた場合、捜査機関と連携を図りながら不正行為の排除に努めるよう運用方法を改め、令和2年4月1日から施行している。
② 公正入札調査委員会の構成
委員長 総務部長 委 員 財政経営課長、まちづくり推進課長、市民生活課長、 産業総務課長、建設総務課長、教育総務課長
③ 公正入札調査委員会の開催
第1回委員会（令和2年7月31日） ・談合情報についての審議 第2回委員会（令和2年8月5日） ・過去の入札案件の検証と過去3年以上同一業者が継続受注している案件について審議 第3回委員会（令和2年11月20日） ・令和2年度入札案件のうち、業者間において受注調整が疑われる案件について審議
④ 今後の見通し
令和3年度における公正入札調査委員会の開催については、10月に予定し、過去3年間の入札結果の検証、上半期入札執行分の予定価格・最低制限価格の落札率が近傍±1%範囲内の案件や同一業者による長期に継続受注している案件等を審議し、必要と認められる場合は公正取引委員会への通報を行う。

2. 入札契約監視委員会

① 経 過
本市発注の建設工事において、官製談合防止法違反事件が発生したことを受け、入札及び契約の過程、契約内容の透明性及び公平性を確保するための第三者機関として設置したもの。
② 入札契約監視委員会の構成
委員長 貝山 道博（東北文化学園大学総合政策学科 非常勤講師） 委 員 竹内 泰（東北工業大学建築学科 教授） 渡部 美紀子（宮城学院女子大学現代ビジネス学科 教授） 加藤 哲也（Y A C公認会計士共同事務所 公認会計士）
③ 運用状況
令和元年度第1回委員会（令和2年3月10日） ・平成30年度入札執行分から10件の入札案件を委員が抽出し、担当課職員による概要説明後、応札状況、落札状況、設計の考え方等について質疑応答を行い審議した。 ・委員からの意見なし 令和2年度第1回委員会（令和2年10月9日から11月24日）※書面開催 ・令和元年度入札執行分から5件の入札案件を委員長が抽出し、資料に基づき委員から提出された質疑内容に、書面で回答する形式で審議を行った。 ・各審議案件に対する意見を委員会から市長に対して提出した。 令和3年度第1回委員会（令和3年7月29日） ・令和2年度入札執行分から7件の入札案件を委員長が抽出し、担当課職員による概要説明後、応札状況、落札状況、設計の考え方等について質疑応答を行い審議した。 ・各審議案件及び総合的所見として、各委員から意見を聴取した。
④ 今後の見通し
本年度第2回目の委員会は、12月下旬に開催予定としている。審議内容は、令和3年度上半期分の入札執行案件の審議及び過去3年間の入札結果について検証を予定。

3. 入札制度等改革について

(1) 情報管理体制の強化

- ①入札関係書類の保管と施錠の徹底、鍵の管理責任者の明確化等
(情報漏洩リスクの低減)
- ②起案文書への価格情報等の記載、積算内容のチェック体制の再構築
(設計価格に係る資料を添付しないこと、価格情報に触れる職員の制限)

(2) 予定価格、最低制限価格等の見直し

- ①予定価格へのランダム係数の導入(令和元年10月1日から適用)
(最低制限価格への導入 平成30年7月1日、低入札価格調査制度における「調査基準価格」への導入 平成30年8月1日)
- ②予定価格、最低制限価格のランダム係数を乗じた後の端数処理方法の見直し
- ③ランダム係数の通数を四半期毎に設定替え

(3) 入札の透明性、競争性の向上

①低入札価格調査制度の拡大

現 行	見 直 し
総合評価一般競争入札 (設計金額 3,000 万円以上)	現行のとおり
制限付一般競争入札 (設計金額 5,000 万円以上)	制限付一般競争入札 (設計金額 3,000 万円以上)

②一般競争入札の見直しと適用拡大

種 別	現 行	見 直 し
建設工事	制限付一般競争入札 (下記以外の工事) (設計金額 1,000 万円以上)	現行のとおり
	制限付一般競争入札 (管、電気、機械器具設置工事) (設計金額 5,000 万円以上)	制限付一般競争入札 (管、電気、機械器具設置工事) (設計金額 1,000 万円以上)
建設 コンサル	全て指名競争入札	現行のとおり

(所 見)

○公正入札調査委員会

令和元年度まで談合等の不正に係る情報があつた場合に運用してきたが、本市職員による官製談合防止違反事件が発生したため、これまでの運用に加え、過去の入札結果についても審議対象とした。また、不正が疑われた場合、捜査機関と連携しながら不正の排除に努めているとのことであつた。

令和2年4月からの施行だが、令和2年度の委員会の開催は3回に留まっている。今年度は第1回目の委員会を10月に開催予定とのことだが、しっかりと定期的開催されたい。

○入札契約監視委員会

大学教授など4名の学識経験者で構成している第三者機関である。令和元年度から各年度1回ずつ開催され、今年度は第2回目の委員会が12月下旬に開催予定とされているが、これまでに提出された調査報告書を確認すると、しっかり調査されていることが伺える。

今後は、この調査報告書を入札参加業者とも共有することで、市は入札及び契約の過程、契約内容の透明性及び公平性を更に確保されたい。